

令和3年度

県税のしおり



鳥取うみなみロード（岩美町 西脇海岸）

県民税

個人県民税

納める人

毎年1月1日現在で県内に住所等がある個人



納める額

均等割……2,000円(うち森林環境保全税500円が加算されています。)

※防災・減災施策財源のための臨時の税制措置について

平成26年度から令和5年度までの間、防災・減災施策の財源とするため、税額が500円引き上げられています。

所得割……次の計算により算出した額

$$\left(\frac{\text{前年の総所得金額等の合計額} - \text{所得控除額}}{\text{課税所得金額}} \right) \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{税額}$$

所得控除額……基礎控除(最高43万円)、配偶者控除(最高33万円)、扶養控除(33万円)、配偶者特別控除(最高33万円)などがあります。

税率……4%

※寄附金税額控除の対象について

○控除額は①又は②のいずれか低い金額-2千円)×4%

①「地方公共団体に対する寄附金」、「住所地の共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金」、その他「所得税において寄附金控除の対象となる寄附金で、県内に事業所等がある公益法人等に対する寄附金」等の合計額

②年間の総所得金額等の30%

○地方公共団体に対する寄附金(ふるさと納税)のうち、適用下限額(2千円)を超える部分について、一定の額(概ね住民税所得割額の2割)まで所得税と合わせて全額が控除されます。

○申告・納税は個人の市町村民税と合わせて市町村に行い、市町村から県へ払い込まれます。

●給与所得者……6月から翌年の5月までの12回に分けて毎月の給料から差し引かれて納めます。

●公的年金受給者…年金の支給される月に、年金から差し引かれて納めます。

●上記以外……原則として、6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて、市町村から送付される納税通知書によって納めます。

法人県民税

納める人

県内に事務所、事業所、寮等がある法人

納める額

均等割

法人の区分	納める額
資本金等の額が50億円を超える法人	年額 840,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	// 567,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	// 136,500円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	// 52,500円
資本金等の額が1,000万円以下の法人、 公共法人、公益法人等	// 21,000円

(注) 納める額は標準税率の5%相当額の「森林環境保全税」を加算した額となります。

法人税割

区 分	納める額	
	平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
資本(出資)金が1億円以下の法人で、 法人税額が年1,000万円以下の法人	法人税額×3.2%	法人税額×1.0%
上記以外の法人	// ×4.0%	// ×1.8%

○事業年度終了の日から2月以内に申告し、納めることになっています。

県民税利子割

納める人

県内に所在する金融機関の営業所等を通じて利子等の支払いを受ける個人

納める額

支払いを受ける利子等の5%(別に所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%かかります。)

○金融機関等が利子等の支払いの際に特別徴収し、その翌月の10日までに申告し、納めることになっています。

県民税配当割

納める人

株式会社等から特定配当等の支払いを受ける個人で、県内に住所がある人

納める額

支払いを受けるべき配当等の額×5%

※別に所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%かかります。

- 株式会社等が特定配当等の支払いの際に特別徴収し、その翌月の10日までに申告し、納めることになっています。
※源泉徴収選択口座で受け入れる特定配当等については、翌年1月10日までに申告し、納めることになっています。

県民税株式等譲渡所得割

納める人

証券会社等に特定口座を開設し、上場株式等の譲渡益等の支払いを受けるべき個人で、県内に住所がある人

納める額

特定口座における上場株式等の譲渡益の額×5%

※別に所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%かかります。

- 証券会社等が上場株式等の譲渡益等の支払いの際に特別徴収し、1月から12月分をまとめて翌年の1月10日までに申告し、納めることになっています。

地方消費税

納める人

- 国内取引(「譲渡割」といいます。)……物品の販売や貸付け、サービスの提供を行う事業者
- 輸入取引(「貨物割」といいます。)……外国貨物を保税地域から引き取る者

納める額

消費税(国税)額の78分の22(商品やサービス等の価格の2.2%相当)

※食料品等には軽減税率が適用されます。

- 申告・納税は消費税と合わせて国に行い、国から県へ払い込まれます。
 - 譲渡割……当分の間、消費税と合わせて国(税務署)に申告し、納めることになっています。
 - 貨物割……消費税と合わせて国(税関)に申告し、納めることになっています。

自動車税環境性能割

納める人

自動車を取得した人(売主が自動車の所有権を留保しているときは、買主(使用者)が取得したものとみなされます。)



納める額

自動車の区分	税率
自家用自動車(軽自動車除く)	環境性能に応じて非課税又は取得価額の1~3%(※)
営業用自動車、軽自動車	環境性能に応じて非課税又は取得価額の0.5~2%(※)

※令和元年10月1日~令和3年12月31日の自家用乗用車の取得は、さらに1%の税率軽減があります。

- 鳥取運輸支局又は軽自動車検査協会鳥取事務所に登録又は新規検査の申請等をするときに申告書を提出し、納めることになっています。(自動車の取得価額が50万円以下の場合には課税されません。)

事業税

個人事業税



納める人

県内に事務所又は事業所を設け、次の事業を行っている個人
物品販売業、製造業、運送業、請負業、飲食店業、畜産業、水産業、薪炭製造業、医業、弁護士業、理容業、コンサルタント業等

納める額

$$\left[\text{前年の事業所得及び不動産所得} - \text{損失の繰越控除等} - \text{事業主控除} \right] \times \text{税率} = \text{税額}$$

事業主控除……年290万円(事業期間が1年未満の場合は月割)

税率……業種により3%~5%

○県税事務所から8月に送付される納税通知書によって8月、11月の2回に分けて納めることになっています。(8月に全額を納めることもできます。)

法人事業税

納める人

県内に事務所
又は事業所を
設けて事業を
行う法人

納める額

右の区分により
計算した額

事業の区分	法人等の区分	税率		
		平成28年4月1日から 令和元年9月30日までに 開始する事業年度	令和元年10月1日から 令和2年3月31日までに 開始する事業年度	令和2年4月1日以後に 開始する事業年度
1 2,3 以外の事業	普通法人(株式会社等) 資本金1億円以下	所得金額×(3.4)(5.1)6.7%	所得金額×(3.5)(5.3)7.0%	
	普通法人(株式会社等) 資本金1億円超	所得金額×(0.3)(0.5)0.7% 付加価値額×1.2% 資本金等の額×0.5%	所得金額×(0.4)(0.7)1.0% 付加価値額×1.2% 資本金等の額×0.5%	
	特別法人(協同組合等)	所得金額×(3.4)4.6%	所得金額×(3.5)4.9%	
2	電気供給業(発電事業又は小売電気事業 を除く)、ガス供給業、保険業	収入金額×0.9%	収入金額×1.0%	
3 電気供給業 発電事業 又は小売 電気事業	普通法人(株式会社等) 資本金1億円以下	収入金額×0.9%	収入金額×1.0%	収入金額×0.75%
	普通法人(株式会社等) 資本金1億円超	—	—	所得金額×1.85%
	—	収入金額×0.9%	収入金額×1.0%	収入金額×0.75%
—	—	—	—	付加価値額×0.37%
—	—	—	—	資本金等の額×0.15%

(注1) 800万円以下の所得金額に対しては、()内の軽減税率が適用されますが、3以上の都道府県に事務所等を有し、資本金が1千万円以上の法人に対しては、軽減税率の適用はありません。

(注2) 電気供給業のうち配電事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から電気供給業(発電事業又は小売電気事業を除く)と同じ課税方式となります。

(注3) 電気供給業のうち特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から電気供給業(発電事業又は小売電気事業)と同じ課税方式となります。

※2以上の都道府県に事務所等を有する場合

課税標準となる所得金額又は収入金額(資本金1億円超の普通法人等にあつては付加価値額及び資本金等の額も)を従業者数等によりあん分して、税率を乗じて得た金額を、それぞれの都道府県に納付します。

○事業年度終了の日から2月以内に申告し、納めることになっています。

自動車税種別割

納める人

鳥取ナンバーの自動車を賦課期日(4月1日)現在において所有している人(売主が所有権を留保しているときは、買主(使用者)が所有しているものとみなされます。)

納める額

自動車の種類・用途・排気量などによって年税額(4月~翌年3月分)が定められており、主な例は次のとおりです。また、年度の中途で抹消登録、新規登録をした場合は、月割の税額になります。

<乗用車の例>

総排気量	自家用(右以外)	令和元年10月1日以降 新車登録の自家用	営業用	総排気量	自家用(右以外)	令和元年10月1日以降 新車登録の自家用	営業用
1.0ℓ以下	29,500円	25,000円	7,500円	2.0ℓ超2.5ℓ以下	45,000円	43,500円	13,800円
1.0ℓ超1.5ℓ以下	34,500円	30,500円	8,500円	2.5ℓ超3.0ℓ以下	51,000円	50,000円	15,700円
1.5ℓ超2.0ℓ以下	39,500円	36,000円	9,500円				

○県税事務所から送付される納税通知書によって5月末までに納めることになっています。

ただし、賦課期日の翌日以後に新規登録をした場合には、鳥取運輸支局で登録する際に申告書を提出し、納めることになっています。

自動車を手放したときは登録を

自動車を売ったり、廃車にしたときは、運輸支局で登録(名義変更、抹消)の手続きをしてください。登録を怠ると、元の所有者に自動車税の納税通知書が送付されることになり、トラブルの原因となるおそれがあります。

※グリーン化税制

自動車税について、環境性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、その環境性能に応じて税率を軽減(令和4年度までに新車新規登録された自動車は、登録した年の翌年度1年間のみ実施)、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置が実施されています。

不動産取得税

納める人

不動産(土地・家屋)を売買・交換・贈与・建築(新築・増築・改築)などにより取得した人



納める額

$$\text{不動産の価格}^{(*)1} \times \text{税率}^{(*)2} = \text{税額}$$

(※1) 不動産の価格は固定資産評価基準で評価された価格で、購入価格や建築工事費とは異なります。
令和6年3月31日までに宅地等を取得したときは、価格が2分の1に軽減されます。

(※2) 令和3年度に取得する不動産の税率

不動産		税率
家屋	住宅	3%
	住宅以外	4%
土地		3%

住宅及び住宅用土地を取得した際の軽減措置

【住宅の取得の場合】

軽減の要件

新築住宅	●床面積が50㎡(アパート等は1戸につき40㎡)以上240㎡以下であること。 (新築未使用の住宅を含む。)
既存住宅	取得者自らが居住する住宅のうち、次の要件のいずれかを満たすもので、床面積が50㎡以上240㎡以下のもの ●昭和57年1月1日以降に新築されたもの ●建築士等が行う耐震診断によって、新耐震基準(昭和56年6月施工)に適合していることが証明されるもの

軽減される額

- 新築住宅 家屋の価格から1戸につき1,200万円が控除されます。
(所定期間に新築された認定長期優良住宅は1,300万円)
- 既存住宅 取得した住宅の新築された時期に応じ、家屋の価格から1戸につき、それぞれ右の額が控除されます。

新築年月日	控除額
S57.1.1~S60.6.30	420万円
S60.7.1~H元.3.31	450万円
H元.4.1~H9.3.31	1,000万円
H9.4.1以降	1,200万円

【住宅用土地の取得の場合】

軽減の要件(対象となる住宅には条件があります。)

土地を取得した日から3年以内にその土地の上に住宅を取得したとき、又は土地を取得した日前1年以内にその土地の上にある住宅を取得していたとき。(新築住宅用土地の取得の場合)

軽減される額

上の表の住宅の敷地の取得で一定の要件を満たす場合は、次のうちいずれか高い方の額が減額されます。

- 45,000円
- $\frac{\text{(土地1㎡当たりの価格)}}{\text{→(※1)の価格を面積で除したもの}} \times \frac{\text{(住宅の床面積の2倍)}}{\text{→200㎡を限度}} \times 3\%$

3世代が同居する住宅及び土地の軽減措置

※本県独自の軽減措置です。

直系3世代以上が同居する住宅を取得した場合、床面積が240㎡を超えても上記と同様の軽減が受けられます。

県たばこ税

納める人

製造たばこの製造者(日本たばこ産業株式会社)、特定販売業者(輸入業者)、卸売販売業者

納める額

令和3年9月30日まで: たばこの売渡し本数×1,000円/1,000本

令和3年10月1日から: たばこの売渡し本数×1,070円/1,000本

※加熱式たばこは、重量と価格をもって課税されます。

○たばこ製造業者等が、毎月の売渡し分に係る税金を翌月末までに申告し、納めることになっています。



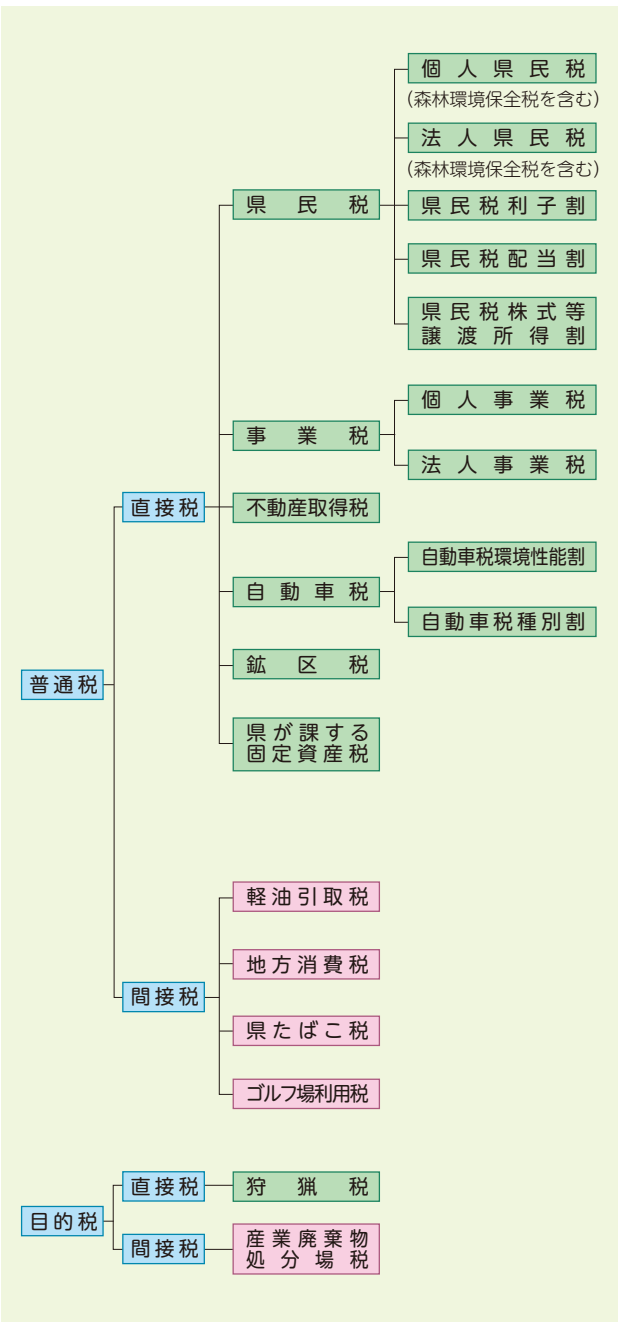
税金の種類

税金には、国に納める「国税」と、地方公共団体に納める「地方税」とがあります。「地方税」はさらに(都道府)県に納める「(都道府)県税」と、市町村に納める「市町村税」とに分けられます。

現在、「国税」と「地方税」を合わせて、約50種類の税金があります。

■ は直接税 ■ は間接税

■ 県税



■ 国税

税務署で取り扱っている税金です。

- 所得税**
個人の所得にかかります。
- 法人税・地方法人税**
株式会社・有限会社・協同組合などの法人の所得にかかります。
- 相続税**
相続や遺贈によって財産を取得した人にかかります。
- 贈与税**
贈与によって財産を取得した人にかかります。
- 酒税**
酒・ビール・ウィスキーなどの酒類にかかります。
- 消費税**
商品やサービスの売上に掛かります。
- 揮発油税・地方揮発油税**
ガソリンなどにかかります。
- 自動車重量税**
自動車の車検時等にかかります。
- 印紙税**
契約書や領収書などの作成にかかります。
- 登録免許税**
登記や弁護士、司法書士、税理士などの登録にかかります。

以上のほかに、たばこ税・たばこ特別税・石油ガス税・石油石炭税・航空機燃料税・電源開発促進税・とん税・特別とん税・関税・特別法人事業税があります。

■ 市町村税

市役所や町村役場で取り扱っている税金です。

- 個人の市町村民税**
市町村に住所などのある個人にかかります。
- 法人の市町村民税**
市町村に事務所・事業所などのある法人にかかります。
- 固定資産税**
土地・家屋や事業に使う機械などの償却資産にかかります。
- 軽自動車税**
軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車にかかります。
- 都市計画税**
都市計画区域内にある土地・家屋にかかります。
- 国民健康保険税**
国民健康保険の被保険者である世帯主にかかります。

以上のほかに、市町村たばこ税・鉦産税・特別土地保有税・入湯税・事業所税・水利地益税・共同施設税・宅地開発税があります。

県税についてのお問い合わせ先

県税についてご相談、お尋ねになりたいことがありましたら、最寄りの県税事務所又は県庁税務課までお問い合わせください。

名称	電話番号	FAX番号	所在地
鳥取県東部県税事務所	(0857)20-3520	(0857)20-3519	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176(鳥取県東部庁舎4階)
鳥取県中部県税事務所	(0858)23-3102	(0858)23-3118	〒682-0802 倉吉市東巖城町2 (中部総合事務所内1階)
鳥取県西部県税事務所	(0859)31-9601	(0859)31-9613	〒683-0054 米子市鞆町一丁目160 (西部総合事務所内3階)
鳥取県西部県税事務所日野支所	(0859)72-2083	(0859)72-2072	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1(日野振興センター1階)
鳥取県庁税務課	(0857)26-7051	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220